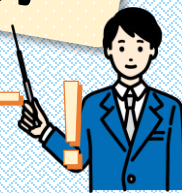


知っていますか？

令和8年6月～

消費税の**軽減税率**の対象となる

給食の金額基準が変わります！



特定の施設において行う**一定の金額**以下の飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象となります

■ **金額基準** ← ここが変わります

同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の**対価の額(税抜)**の上限が**以下のとおり変更**となります

令和元年10月

令和6年6月

令和7年4月

令和8年6月1日

一食 640円

以下

一日累計1,920円

まで

一食 670円

以下

一日累計2,010円

まで

一食 690円

以下

一日累計2,070円

まで

一食 730円

以下

一日累計2,190円

まで

■ **対象となる施設** ← ここは変わりません

- ① 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者※1に対して行う飲食料品の提供
- ② サービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て※2に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全て※2に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、幼児又は生徒の全て※2に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、教育を受ける幼児の全て※2に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます

※2 アレルギーなどの個別事情により全ての幼児、児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります